

教育委員会 10 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 5 年 1 0 月 2 日（月）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 小澤 慎太郎 委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香
欠 席 委 員	委 員 大脇 忠
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 磯村 玲子 教 育 政 策 課 長 谷口 暎 学 校 教 育 課 長 大羽 健志 学 校 教 育 課 主 幹 此下 明雄 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 杉江 圭司 文 化 課 長 井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長 中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	0 名
開 会 時 刻	午前 1 0 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午前 1 0 時 4 0 分

<新委員あいさつ>

令和 5 年 10 月 1 日付けで就任した安井友香委員からご挨拶があった。

<前回会議録の確認>

9 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

<議事内容>

1 瀬戸市教育委員会教育長職務代理者の指名について

- ・令和 5 年 10 月 1 日付で小澤慎太郎委員を職務代理者に指名したことの報告があった。
- ・小澤委員から職務代理者就任のご挨拶があった。

2 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、7 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、14 件の実績報告があったとの報告があった。（教育政策課長 資料 P2, 3）

(3) 令和 5 年 9 月情報公開請求について

- ・学校教育課において 3 件の公文書開示請求があったとの報告があった。(学校教育課長 資料 P4)

(4) 第 27 回図書館まっりの開催について

- ・読書週間(10月27日～11月9日)に合わせて第27回図書館まっりを開催することについて報告があった。(図書館長 資料 P5)

(5) オクトーバー・ラン&ウォーク2023について

- ・令和5年10月1日(土)～令和5年10月31日(火)に開催されるオクトーバー・ラン&ウォーク2023に瀬戸市として参加することについて、報告があった。(スポーツ課長 別添資料)

3 その他

日程について(資料 P6)

- ・11月定例教育委員会は11月9日(木)14:30から市役所庁議室で開催することの連絡があった。
- ・また、同日に校長会との懇談会が13:00から開催することの連絡があった。
- ・12月定例教育委員会は12月14日(木)14:00から市役所庁議室で開催する予定であることの報告があった。

【質疑応答】

- ・公民館に関する質疑について

加藤委員	<p>改めて公民館についてお尋ねをします。今日は新しい委員の方もいらっしゃいますので、経緯からお話したいと思います。瀬戸市には14の公民館がありますが、条例には使用料の定めがありませんので、無料で利用できる施設です。しかし、公民館の管理を受託している地元の団体が、協力金という名前で実質的な使用料を公民館の利用者から徴収しておりました。</p> <p>今年2月の定例教育委員会で、私はこうした不適切な金銭の徴収はやめさせるべきだと申し上げたところ、まちづくり協働課の答弁は、協力金というのは使用料でも寄付金でもないということでありましたけれど、翌月3月の定例教育委員会で協力金は寄付金なのだとおっしゃいました。しかし、多くの公民館では協力金を払わない人には使わせないというような、実態として使用料の扱いとなっていたので、今度は協力金については寄付であることを明示して、利用者から使用料と受け止められないようにするという、そのような答弁に変わりました。</p> <p>しかし、その後、6月の瀬戸市議会における市の答弁ですとか、私が実際に公民館の関係者に問い合わせた話では、各公民館が今年4月以降も、従来と変わらず実質的な使用料を徴収していることをうかがわせるような内容の答弁がありました。そこで、私は7月定例会において、公民館は無料の施設であるにもかかわらず、4月以降も協力金という形で実質的な使用料が徴収されているのではないかと指摘をいたしまして、実態を調査すべきと申し上げました。これに対して、まちづくり協働課からは指定管理に向けて各公民館と話をする中で確認したいとか、8月いっぱいには動きたいという答弁がありました。</p>
------	--

加藤委員	以上、これまでの経緯を申し上げましたが、ここからが質問です。まず最初に、実質的な使用料の徴収の有無について、どのような形で確認したのかお尋ねいたします。
まちづくり協働課長	調査につきましては、8月いっぱいという事で各施設を訪問するという形で行いました。そこで館長さんとお話する際に、利用料金という形のものではなく、4月以降、協力金、寄付という扱いでお話をさせていただいているという認識であることを確認しました。そうしたところ、どの館も協力金という事を認識した上での対応をしているということでありました。
加藤委員	ということは、4月以降は実質的な使用料として協力金を徴収しているところはなかったということでしょうか。
まちづくり協働課長	寄付であるという認識のもとでの協力金ということです。
加藤委員	ということだとすると、私は電話で問い合わせをしたところ、事務員と思われる方が、利用料がいくらからですというようなお答えをしたり、あるいは、ある公民館の館長さんに直接聞いたところ、協力金は従来通り取っているというようなお話でした。そのような説明があったということと矛盾しますが、どのようにお考えでしょうか。
まちづくり協働課長	そこは、意識としては協力金、寄付であるという認識であるものの、従来のことをしてしまったということになるかと思います。ですので、8月から始めた館長さんの訪問の中でも、そういうことがないようにということを徹底していただくよう、全館回ってまいりました。なので、今はそういうことをお伝えしているという事です。
加藤委員	確認ですが、私は6月に先ほど申し上げたような問い合わせをしたのですが、今の説明は4月以降も、協力金を取っているところはなかったということなのか、8月に各公民館長を訪問して、それ以降はなくなったということなのかそれはどちらでしょうか。
まちづくり協働課長	4月以降は協力金という形で徴収するのではなく、ちゃんと説明をいただいた上で寄付という形でいただくという動きをしております。 今はもっと徹底して、説明の方も皆さんにわかるようにしてくださいということを、この8月以降の全館の訪問で行ったところです。
加藤委員	現在、協力金は任意の寄付金だということを明確にして、寄付をしていただける方からは寄付金としていただいているという説明でしたが、具体的にどういう形でその協力金を寄付として求めているのでしょうか。 例えば、利用の前、あるいは申し込みの時に、協力をお願いしますと言われたら、使用料だと思って払う人もいると思います。従来はそういう形だったと思うのですが、4月以降どのように寄付金であるということを明確にしたのか具体的に教えてくださいませんか。

まちづくり 協働課長	<p>4月以降、公民館の皆さんに寄付金である協力金としてのお願いを口頭でしていただきましたので、委員がお電話した時にさも使用料であるかのような形でサラサラとご説明することがあったのかと思います。</p> <p>そういうことがないように、今は、文言的には、「瀬戸市の条例において、使用料の定めはありませんが公民館は地域の方の運営によって成り立っておりますので、寄付金のご協力お願いいたします。」という言い方でご説明をするように徹底してまいりましたので、現在はちゃんとしていると考えております。</p>
加藤委員	<p>次に、私は同じく7月の定例会において、公民館は有料であるという誤解を市民の方が持たないように、市のホームページや公民館の掲示板を活用して、今年度いっぱい公民館は無料であるということを広く市民に周知するという事を提案いたしました。これに対して、まちづくり協働課長からはやる方向で進めたいという答弁がありましたが、先月の9月定例会の事前の打ち合わせの場で、市民への周知を行うつもりはないと、そういう趣旨のご説明があったことを記憶しております。確認ですが、公民館が無料であることを市として市民に周知するという事は行わないのか行うのか、どちらなのでしょう。</p>
まちづくり 協働課長	<p>無料という言葉は使いませんが周知の方はさせていただきたいということでお話をした認識です。</p>
加藤委員	<p>無料であるということを言わないということは何を周知するのでしょうか。</p>
まちづくり 協働課長	<p>先ほど公民館の皆様にもちゃんとご説明をしていただくように、という事でご紹介をいたしました。が、条例に定めがないということでございますので、今回につきましては、寄付協力という形での協力金をいただいておりますということでの周知をさせていただきたいということで、また、委員から9月の事前説明でもご指摘を受けましたので、私ども全館回りました。その場でもう既に貼ってあるところもあれば、すぐその場でラミネートをして貼ってくださるということで全館そういったものを掲示していただくようお願いしました。</p>
加藤委員	<p>条例に定めがないということを利用であると受け取ることは、かなり難しいことだと思うのですが、どうして無料であると掲示せずに、条例に定めがないと表現するのか、条例に定めがあったらどうなのかということを知る人はなかなかいないと思うのですが、どうして無料であると掲示するように指導しないのか、教えていただきたいと思います。</p>
まちづくり 協働課長	<p>無料であるという言葉は確かに条例上では書いていませんし、定めが無いということから類推することは難しいと言われるかもしれませんが、無料であるとも書いてございません。定めが無いということで、私ども書き方をさせていただいて、かつ、窓口等で話ができれば、そのようにお話をさせていただいております。周知をさせていただきたいということで、そこまでの言葉は使わず、このようにさせていただきました。</p>

加藤委員	<p>今の説明を聞いていると、無料であるということを知らせたくないと感じます。公民館はホームページを出しているところがいくつかあるようですが、無料であるということをホームページに掲載している公民館は私が知る限り一つもないのです。</p> <p>公民館では、本当に無料であるということを最初に知らせたうえで、寄付をお願いできませんかと言っているのが実態であれば、まだ理解できるのですが、ただ、単にどこかに貼ってあるということであって、それがまた現在のように、協力金、寄付金を強く求めているということからすると、むしろ誤解をしてしまう方がいるのではないかと思います。しかも、公民館に行かなくても市のホームページを見て、無料であるなら積極的に利用しようという方もあるのではないかと思います。</p> <p>他の市町村の公民館は大体、有料だと思いますが、瀬戸市はこれまで公民館の利用料は無料ですし、今年度中は無料ということですので、そのことを明らかにすることはいくら問題ないと思います。繰り返しになりますが、8月の定例会でやると言っておきながらどうしてやらないということに変わったのか再度お尋ねいたします。</p>
まちづくり協働課長	<p>前回の答弁の際には、ホームページに掲載することをやると言ったつもりはございません。各館にお願いをして、そういったことを周知するというようお願いして管理をすると、そういったものを8月いっぱいから始めたいと言った覚えでございます。ですので、今回、掲示していないということもございましたので、そういったものを提示していただく、これをもって皆さんに周知していただくこととさせていただいたところです。</p>
加藤委員	<p>今のお答えはおかしいと思うのですが、会議録にも載っていますように、8月の議事録を見ていただければわかると思うのですが、読み上げますと、誤解を生じさせないためには公民館は無料であるということ由市ではホームページだとか、公民館の掲示板を活用するなどして、本年度いっぱい公民館は無料ですということを市民へ周知をすべきだと思うのです。これであれば先ほどの話で非常に忙しいということであっても公民館のホームページがあるわけですからそこに無料ですということと言えるのはそんなに大した作業ではないと思います。</p> <p>それに対するまちづくり協働課長さんの答弁は、良い意見をいただきましたので参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございますという表現でした。そこで私が参考にするというのはやるのかやらないのかどちらでしょうか、とお尋ねしたところ、やる方向で進めたいと思いますとお答えになりました。会議録にも、そのように書いてあります。これが正式な市の答弁なので、思いがどうであろうが、このようにおっしゃったわけですので、その解釈しかあり得ないと思いますので、再度お尋ねいたします。</p>
まちづくり協働課長	<p>ホームページや掲示板などでという話であったと思いますので、私ども掲示板での掲示とさせていただきます。</p>

加藤委員	日本語の論争になってしまうのですが、ホームページや掲示板などでやったらどうかという質問に対してやる方向で進めますと言ったら、両方やるということに解釈するのは当然じゃないかと思うのですが、掲示板でしかやらない、ホームページではやらない理由を教えてくださいと思います。
まちづくり協働課長	公民館ができた経緯からお話しますと、地域のエリア指定があったということから始まり、それを拡大しています。公民館を使う方々も地域の方々が多いので、ホームページでなくても公民館で周知できるのではないかと考えております。公民館が地域のものであるという意識も強いので、そのような手続きをとらせていただきました。
加藤委員	実際に公民館は市のホームページに 14 館すべてが載っており、全ての公民館の内容がわかるようになっているので、館ごとに特定の地域からの利用者が多いから、市のホームページでは周知しないというのは理屈が通らないのではないかと思います。いかがですか。
まちづくり協働課長	各公民館、地域ごとに運営の方法も違ってまいりますし、これまでの経緯等もございますので、まずは掲示板でと思っております。
加藤委員	無料であることは 14 の公民館全てに共通する話なので、何ら問題はないのではないのでしょうか。 例えば、有料のところと無料のところがあるのであれば、問題があるかもしれませんが、14 館全ての公民館が無料なのだから、無料であるということを知るといことは、何ら問題はないし、そもそも公の施設の利用率について、周知するのは本来市の責任であると思うのですが、それはどのようにお考えなのでしょうか。
まちづくり協働課長	市の責任でありますので、全館を回って、まず掲示をさせていただいたところがございます。それでご理解をいただきたいと思っております。
加藤委員	無料ということを知らせることが何故そんなに抵抗をすることなのかということですが、何か無料だということを市民に周知したくない理由があるのでしょうか、教えてください。
まちづくり協働課長	周知したくないということはありません。現在は、来年度の指定管理制度の導入に向けて準備をしており、年が明けると、来年度の利用率等を皆さんに公表していくこととなります。その中で、1年間無料で、翌年度には新たな利用率が課されるということになると、混乱を招くのではないかと思います。
加藤委員	私は全く混乱を招かないと思います。これを機会に無料であるということを知りつつ、来年 4 月からは指定管理者制度が導入され、皆さんに利用率をご負担いただくことになると伝える良い機会になるのではないかと思います。むしろ、今まで無料だということを周知していなかったことが誤りだと思うのですが、それを来年 4 月からは有料になるので、無料であることを周知すると混乱するというのは理解に苦しむ内容だと思います。来年 4 月から利用率金制になり、利用率を取るようになった場合、地元団体は協力金を求めないのですか。

まちづくり 協働課長	使用料という形になりますので、寄付としての協力金のお支払いを求めることはないとします。
加藤委員	来年4月からは利用者に利用料金を負担いただくことになりますが、指定管理者が寄付を求めるということはありうるということですか。
まちづくり 協働課長	来年度からは、利用料金制になりますので、利用料に加えて寄付をくださいという形にはならないと思います。公民館で開催するイベント等があって、それに対して寄付をするということであれば、従来の協力金とは別の形で受けるという事はあるかもしれません。
加藤委員	市の公の施設で指定管理者が寄付金を集めることを認めている施設はあるのでしょうか。
まちづくり 協働課長	公の施設ではないと思います。寄付があれば、公民館協議会で受け取る形になるかと思えます。
加藤委員	市の施設で寄付を求めるといった場合は、一般的には設置者の許可が必要だと思っておりますが、公民館の場合は、指定管理者が利用者へ寄付を求めるといった行為を認めていくという方針ですか。
まちづくり 協働課長	もしも、寄付のお申し出があれば認めるという形になるかと思えます。しかしながら、今後は利用料金制の指定管理を行うという中で必要な経費は入ってくるので、寄付を求めるといったことはほぼなくなるかと考えています。
加藤委員	寄付を求めるといったことがほぼなくなるということは、現在の協力金を実質的には使用料であって、来年度からは利用料金を取ることで、協力金は求めないということは、今までの協力金を実質的な使用料であるということを確認していることだと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。
まちづくり 協働課長	現在の寄付が実質的に使用料のような形になっているので、これを改定するため、指定管理者制度の導入を進めているところです。
竹川委員	公民館については、昭和の時代から地域のみんなの憩いの場ということで、それぞれの館で運営されてきました。今まで、あいまいな部分もありましたが、こうした部分も来年度からの指定管理制度によって整理されていくという理解でいかがでしょうか。人によってはいろいろと思うところはあるかもしれません。実際、私自身も公民館で徴収しているのは使用料だと思っていました。おかしいと思わず利用してきた人も多いと思うのですが、こういうことが整理されて、新たな制度が導入されていくということはいかがでしょうか。
教育長	公民館において、指定管理者制度が導入されるということで、今まで不明確であった部分を整理するということがよろしいかということでしたがそのような見解でよろしいですか。
まちづくり 協働課長	指定管理制度導入の中で、今まで明確でなかった部分も整理していきたいと考えております。

加藤委員	現在では 14 の公民館で、実質的な使用料としての協力金は取っていない、それについては市が責任を持って確認をしたということによろしいでしょうか。
まちづくり協働課長	料金については、条例に定めがないということで、地元で運営する公民館ですので、そういったところで協力をお願いしますという言い方をしていると確認をしてきました。

教育長

加藤 正夫

教育長職務代理

小澤 慎太郎